

沼田市立小中学校等印刷機器更新賃貸借
公募型プロポーザル

審査要領

令和8年4月

沼田市

1 趣旨

この要領は、「沼田市立小中学校等印刷機器更新賃貸借」（以下「本業務」という。）の履行に最も適した業者を選定するために行われるプロポーザルの審査について、必要な事項を定めるものとする。

2 審査・選定方法

(1) 基本事項

提案内容の審査及び評価は、原則として、沼田市立小中学校等印刷機器更新賃貸借公募型プロポーザル審査委員会設置要綱に基づいて設置された同委員会の委員において、本要領に基づき行う。

選定にあたっては、提案内容の評価である「技術点」及び見積額の評価である「価格点」により、実施要領に示す提案上限金額の範囲内において提案した者のうち、合計点の最も高い物を最優秀提案者として契約候補者に選定する。

なお、契約候補者は契約締結を保証するものではない。

(2) 採点基準

採点基準は、別紙審査採点表のとおりとする。

(3) 最優秀提案者の決定

最優秀提案者の決定は、以下の順に決める。

- ① 合計点が最も高い提案者が1者であった場合は、当該提案者を最優秀提案者とする。
- ② 合計点が最も高く、かつ、同点の提案者が2者以上あった場合は、当該提案者のうち最も技術点が高い提案者を最優秀提案者とする。
- ③ ②の選考を行った結果、技術点と同点となった提案者が2者以上あった場合は、以下の順に優先して最優秀提案者とする。

優先順位1：市内業者、優先順位2：準市内業者、優先順位3：その他の業者

- ④ 上記①から③の手順で選考してなお同点となる提案者が2者以上の場合は、複数の選定委員立会のもと、くじ引きにて最優秀提案者を定めることとする。
- ⑤ 技術点の合計点が当該上限配点合計（170点）の1/2に満たない場合は、最優秀提案者として選定できないものとする。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、決定後、速やかに各参加事業者へ電子メールにて通知する。なお、結果に対する問合せ、異議等については一切応じない。